



ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

尼崎市経済環境局環境部環境創造課

本要領は、「ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業」に係る業務委託について、公募型プロポーザル方式による事業者の募集及び選定に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業は令和8年度一般会計予算が議会の議決を経て成立することを前提としているため、予算の状況によっては事業を実施しない場合がある。

1 事業名

ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業

2 事業目的

尼崎市では2050年までの脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大に係る取組として、市自らが率先的な取組を行うことにより市民・事業者の取組を先導していくため、公共施設への太陽光発電設備の導入を推進している。本事業では、国が普及を推進する次世代型のペロブスカイト太陽電池を、率先して公共施設に設置し、その効果を確認し、今後の公共施設への導入検討材料とする。併せて、実用化が始まったばかりの次世代技術であるペロブスカイト太陽電池の設置手法等について、市内工事業者等の育成を行うことで、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 委託業務内容

別添1「ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、仕様書の2(1)(2)の事業は、国補助金の期限までに完了するものとする。

5 提案上限額

40,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

6 参加資格要件

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者
 - ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあ

っては、これらに相当する書類)

- (2) 仕様書に定める業務について単独で業務遂行能力を有する者。ただし、単独で本業務が担えない場合であっても、適正に業務を遂行できる企業グループ（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することは可能とする。その場合、参加表明書の提出時まで企業グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成企業として参加するものとする。また、企業グループの構成企業は、他の企業グループの構成企業となること、又は、単独で本プロポーザルに参加することはできない。
- (3) 国税、地方税等を完納している者
- (4) 次の事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう)の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - (カ) 破産者で復権を得ない者
 - (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (5) 電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
- (6) 過去に太陽光発電設備の受注実績があること。

7 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 応募者の企画提案内容が、市が求める仕様を満たしていない場合

(6) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

8 実施スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項の公表開始	令和8年3月19日(木)
現地見学の申込期間	令和8年3月19日(木)～令和8年3月23日(月)12時必着
現地見学の実施期間	令和8年3月24日(火)～令和8年3月30日(月) ※見学の日時及び集合場所は申込後に通知する。
質問受付	令和8年3月19日(木)～令和8年4月2日(木)午後5時必着 ※質問の回答は、令和8年4月10日(金)午後5時までに本市のホームページに掲載する。
参加表明書の提出	令和8年4月6日(月)～令和8年4月10日(金)午後5時必着
企画提案書等の提出	令和8年4月13日(月)～令和8年4月17日(金)午後5時必着
第1次審査 (書面審査)	令和8年4月24日(金)(応募事業者数が5者を超えた場合に実施する。)
第2次審査 (プレゼン審査)	令和8年4月28日(火)予定 ※時間、場所は別途通知する。
審査結果の通知	令和8年5月中旬までに、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。
委託契約の締結	令和8年7～8月頃

※契約については、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）（以下、「国補助金」という。）の採択通知後に締結する。

9 現地見学

業務場所の現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式第1号）を提出すること。

(1) 現地見学の実施期間

令和8年3月24日(火)から令和8年3月30日(月)まで
(見学の日時及び集合場所は申込後に通知する。)

(2) 申込受付期間

令和8年3月19日(木)から令和8年3月23日(月)12時(必着)まで

(3) 申込書の提出方法および提出先

次の宛先に電子メール又は郵送にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

※メールの件名は「【令和8年度ペロブスカイト太陽電池社会実装モデル事業】現地見学」とすること。

(4) 留意事項

ア 見学者は3人以内とする。

イ 自動車で来所する場合は1台とする。企業グループで参加する事業者は2台までとす

る。

ウ 現地見学時に個別の質問は受け付けない。質問がある場合は「10 質問の受付及び回答」の方法で質問すること。

10 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和8年3月19日(木)から令和8年4月2日(木)午後5時(必着)まで

(2) 質問の提出方法

質問書(様式第4号)を、次の問い合わせ先に電子メールで送付すること。

【問い合わせ先】尼崎市経済環境局 環境部 環境創造課

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 質問への回答

令和8年4月10日(金)午後5時までに、本市のホームページへの掲載により、全ての質問に回答する。ただし、質問者が特定できる内容や質問者の機密事項に係る内容等、他の質問者への共有ができないような内容には回答しない。

11 参加表明書の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年4月6日(月)～令和8年4月10日(金)午後5時(必着)まで

(2) 提出方法及び提出先

次の宛先に電子メール又は郵送にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 企業グループ構成申請書(様式第3号)

※ 様式第3号は複数事業者で共同提案を行う場合のみ提出が必要

ウ 6 参加資格要件(1)のア及びイの書類

※ 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合

(4) 受領確認

市は、参加表明書を受領した際、応募者あてに電子メールにて受領確認の通知を行う。

12 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年4月13日(月)～令和8年4月17日(金)午後5時(必着)まで

※持参により直接提出する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日9時～17時(12時

～13時を除く)の時間帯に受け付ける。

(2) 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること)又は持参にて提出すること。

【提出先】

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 提出書類

ア 提案書 表紙(様式第5号)

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案書はA4サイズ版(縦置き、横置きどちらでも可)とし、合計で30枚以内とする。また、仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに言及した上で、次のことについて記載すること。

(ア) 事業の実施内容

次の内容について、どのように事業を行うかを記載すること。

① ペロブスカイト太陽電池設置に係る設計・施工に関すること

太陽電池及び蓄電池の設置容量、設備のシステム構成、運用方法、工事中の安全対策や近隣への対応、市内事業者の活用、その他トラブル対応等について提案すること。

② 市民・事業者への普及啓発に関すること

ペロブスカイト太陽電池の稼働状況を確認する表示装置の詳細を提案すること。また、ペロブスカイト太陽電池の市民・事業者への効果的な周知方法(セミナーの実施やチラシ・ポスター制作等)について具体的に提案すること。

③ 市内事業者等の育成に関すること

市内の電気工事業者等が、ペロブスカイトの施工に必要な知識を習得できる研修を提案すること。なお当該研修は、座学及び現場での実地研修を想定し、座学研修は50人規模のスクール型式を想定している。研修の実施場所、内容、回数、広報等について提案すること。

また、市内事業者が、ペロブスカイト太陽電池の市場動向や今後の展望等の知識習得できる研修を提案すること。なお、当該研修は、50人規模のスクール型式を想定している。研修の実施場所、内容、講師、回数、広報等について提案すること。

④ その他、本事業に関すること

その他、本事業の適切な実施に向けた工夫等があれば記載すること。

(イ) 見積書及び内訳

(ア)の内容に沿った見積書を作成し、経費内訳についても明記すること。ペロブスカイト太陽電池設置に係る設計・施工費用については材料費、労務費のほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費についても明記すること。(内訳の項目等については参考資料の記載例を参考にすること。)

(ウ) 事業スケジュール

(ア)に係る事業スケジュールを記載すること。なお、国補助金の申請等に必要な期間を十分考慮したうえで記載すること。

(エ) 事業実施体制

本事業推進のための人員体制、不具合等発生時の対応について記載すること。

なお、業務責任者、主担当者については関連業務の実務経験も記載すること。

ウ 会社概要及び業務実績書（様式第6号）

記載欄にある各種実績は、受託件名を記載し、証明できる記事 HP 等を添付すること。

また、企業グループで参加する場合は、構成企業がそれぞれ1通作成し提出すること。

エ 市税に未納がないことの証明書（応募者の所在地の市区町村税に未納の額がないことを証明する書類）

提出日の3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。

(4) 提出部数

8部（カラー）及び電子データを提出すること。

(5) 書類作成・提出上の留意事項

受領後の企画提案書等の加除は、原則不可とする。

13 辞退

参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、提案辞退届（様式第7号）を令和8年4月17日（金）までに提出すること。

14 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査する。提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、本事業に最も適切な事業者を優先交渉権者として選定する。応募者が1者のみであった場合でも、公募は成立することとし、選定会議にて定める基準を上回った場合は、優先交渉権者とする。

(2) 第1次審査（書類審査）

応募事業者が5者を超える場合は、第1次選定として書類審査を実施し、上位5者を選定する。

ア 実施予定日

令和8年4月24日（金）

イ 審査

提出された企画提案書等を次の審査項目に基づき審査し、上位5者を第2次選定の対象とする。

(ア) 事業実施者の信頼性

(イ) 業務実績

ウ 結果通知

応募事業者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時及び場所

- (ア) 実施予定日 令和8年4月28日(火)(詳細な時間は別途通知)
- (イ) 実施場所 尼崎市役所(詳細な場所は別途通知)
- (ウ) 参加人数 5名以内(質問に責任をもって回答できる者を含む)
- (エ) その他

プレゼンテーション審査の日時・場所については、市から応募者あてに電子メールで連絡する。

イ プレゼンテーション審査の内容

- (ア) プレゼンテーション審査は1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。
- (イ) 説明時間は20分以内とし、説明内容は企画提案書に基づくものとする。なお、追加資料の提出は認めない。
- (ウ) 質疑応答時間は30分以内とする。なお質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。また、回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。
- (エ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては市で準備する。

ウ プレゼンテーション審査を欠席した場合

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、優先交渉権者として選定しないものとする。

エ 審査の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を表1の審査項目に基づき審査し、合計点が最も高かった者を優先交渉権者として選定する。

- (ア) 事業実施者の信頼性
- (イ) 業務実績
- (ウ) 業務執行能力
- (エ) 提案価格
- (オ) 技術提案
- (カ) 普及啓発
- (キ) 市内事業者等の育成

なお、合計得点が最も高い者が2者以上ある場合は、(ア)～(キ)の審査項目のうち(オ)(カ)(キ)の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。(オ)(カ)(キ)の合計得点においても差がつかず、なお2者以上ある場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

オ 審査結果の通知

審査結果については、すべての応募事業者に書面にて個別に通知する。ただし、得点の内訳等については開示せず、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

15 契約方法

(1) 契約の締結

優先交渉権者は、本事業の内容に係る協議を行い、内容を確定させた上で本事業に関する業務委託契約を本市と締結するものとする。ただし、協議が整わないと市が判断した場合、

契約の締結は行わない。

また、優先交渉権者に次の事態が生じたときは、審査時の合計得点が高かった者の順に協議を行い、契約締結の相手方を決定する。ただし、選定会議が定める基準に満たなかった者については優先交渉権者の対象外とする。

ア 契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時までに本要領に定める応募資格を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約締結時までに本要領に定める失格の要件に該当していることが判明したとき。

エ 契約締結に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

オ その他やむを得ない事情で契約の締結に至らなかったとき。

(2) 契約の時期

本事業は国補助金の活用を前提として実施するものであることから、優先交渉権者は、本市が行う国補助金の申請に必要な書類の作成に協力すること。なお、契約の締結時期は国補助金の採択後となり、不採択となった場合、業務委託契約は締結されない。

16 その他

(1) プロポーザルの応募に関する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募者が提出できる企画提案書は1提案のみとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類は、応募者に無断での利用はしない。ただし、本審査の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、保存等を行う。また、優先交渉者の提案内容については、協議の上、概要を公開する。

(5) 優先交渉権者が契約締結後に応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、契約を解除できるものとする。

17 問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

担当：松井

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

電話番号：06-6489-6301

FAX番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

表 1

審査項目	評価事項	配点
事業実施者の信頼性 業務実績	電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であるか	10 点
	事業者の経営状況は良好か	
	過去に太陽光発電設備の設計・施工経験があるか	
	ペロブスカイト太陽電池に係る実証実験など、本事業と同種又は類似の業務の実施経験はあるか	
業務執行能力	業務責任者、主担当者等の人員体制は適切に配置されているか（適切な役割分担がなされているか）	15 点
	業務責任者、主担当者は関連業務の実務経験があるか	
	業務工程は具体的な実施フローが示されており、無理のない工程が組まれているか（補助金関係業務含む）	
	リスク管理について、事業実施中に発生するリスクを適正に捉え、これに対応できる提案となっているか	
提案価格	事業費の見積もりは妥当かつ経済性に優れているか	5 点
技術提案	ペロブスカイト太陽電池の提案容量は最小導入量よりも多いか。	30 点
	設備の設置に係る技術提案に具体性・妥当性があるか	
	仕様書に沿った方法で施工されているか	
	工事中の安全対策や近隣トラブルへの対応に考慮しているか	
	設置後の維持管理が考慮された設計になっているか	
	市内事業者を活用とする提案になっているか	
普及啓発	ペロブスカイト太陽電池の普及啓発のための効果的な展示が企画されているか。	15 点
	市民や事業者の意識醸成につながる効果的な啓発内容になっているか	
市内事業者等の育成	市内工事業者（電気工事業者等）が施工に必要な知識・技術を習得できる提案内容になっているか。	25 点
	市内事業者が今後の設置検討するための知識が習得できる提案内容になっているか。	
	研修の開催において、市の負担が少ない提案になっているか	
	合 計 点	100 点